《支援	<b>受対象について》</b>	
""		対象となります。
		なお、販売事業所が東京都内にあっても、他県に供給して はいました はいまれる はいま しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しん
1	業の対象となるか。	いる場合は、対象外となり、当該県で実施している事業が
		対象となります。
		国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎や研究施設
	国の機関、地方自治体の施設は対象となるのか。また、公	等は対象外となります。それ以外の施設(幼稚園・保育
2	立幼稚園、小中学校、公立保育園等は対象か。	園、小中学校、高等学校、病院、図書館等の公共施設)に
		ついては、対象となります。
2	国や地方公共団体の庁舎等は対象外とあるが、財団法人等	原則対象です。しかし、国や自治体がガス使用料を払って
3	の執務室は対象か。	いる場合は、対象外となります。
		本事業における値引きは、1世帯等当たり最大3,000円とし
	佐引きの対象期間(10日・2日)に転すがまった#世笠	ています。そのため、転入者については、それまでに本事
4	値引きの対象期間(10月~3月)に転入があった世帯等	業の値引きを受けたかの確認をしたうえで値引きを実施す
	の取扱いはどのようにすればよいのか。	るなど、3,000円を超える値引きが行われないようご対応を
		お願いします。
		使用場所が東京都内に限定・定期的な契約・支援対象期間
5	キッチンカー等は値引き対象となるのか。	に1月単位で使用(検針・請求)していることがわかる場
		合に限り、対象となります。
《値弓	  きについて》	
		値引きできる対象者は、その契約している1事業者となり
	1事業者に複数のメーターを取り付けている場合、メー	ます。
1	ターごとに値引きを実施するのか。	ただし、システム処理等の事情がある場合には、契約ごと
		に最大3,000円の値引きを実施することが可能です。
		同敷地内であっても、世帯ごとに契約していれば、それぞれ
2	2世帯住宅はどうなるのか。	対象になります。
	任代の共同とウムドマ 100 200間に3日セドホモ	本事業における値引きは、1世帯等当たり最大3,000円とし
3	賃貸の共同住宅などで、10月~3月の間に入居者が変更	ているため、同じ部屋等であっても、世帯が異なる場合は
	となった場合、両者の値引きが可能か。	値引きできる対象者となります。
4	ガスの使用料が0㎡の場合は対象となるか。	明らかに使用していない場合を除き、対象となります。
5	10月~3月使用分の請求額が3,000円に満たない場合はど	例えば、請求額が2,400円の場合、その金額が値引き額にな
J	うするのか。	ります。
	1月分〔2月検針〕で3,000円の値引きを考えている。同金	問題ありません。
	額に満たない使用者に対しては、2月分〔3月検針〕で残	
6	額を値引いてもよいか。	ただし、4月使用分〔5月検針〕に値引きを繰り越さない。 ただし、4月使用分〔5月検針〕に値引きを繰り越さない。
		でください。
	例 1月分(2月検針) 2,000円	※4月使用分以降の値引きは補助対象になりません。
	2月分(3月検針) 1,000円	
	各月1,000円の値引きを想定している場合で、2月に退去す	
	る消費者への対応はどのようにすべきか。その世帯のみ2月	事業の趣旨を踏まえ、可能な限り3,000円の値引きができる
7	使用分から2,000円値引きするなどの個別対応をしなくては	よう配慮をお願いいたします。
	いけないのか。	なお、3月下旬の入居者も、値引きの対象となるため、可能
	また、3月下旬の入居の場合はどのように対応するべきか。	な限り3,000円の値引きをお願いします。
	値引きの時期について、社内で統一する必要があるのか。	社内での統一は必要なく、消費者ごとに設定していただいて
8	例えば、地区ごとに設定することは問題ないか。	も問題ありません。
		警報機リース料は、値引き対象には含まれません。
9	警報機リース料は値引き対象に含まれるか。	本事業は、ガス使用料金の高騰に対する支援を目的として
		いるため、値引き対象はガス使用料金に限られます。
	値引きの対象期間に10月~3月(11月~4月検針)とある	値引き対象は3月までの使用分になりますので4月1日以
		降に使用開始された場合は、4月検針であっても値引き対 11/22追加
	対象となるか。	象とはなりません。

《事業	《事業の周知や値引き額の明示》					
1	チラシ等による事業の周知は、検針票等と一緒でも良い か。また、値引きごとに周知するのか。	検針票等と一緒で構いません。また、周知は、実施時当初 (10月分〔11月検針〕など)1回の周知で問題ござい ません。				
2	当社では東京都と神奈川県に消費者がいるため、「東京都による支援により」を「都県の支援により」としたいが問題ないか。	問題ございません。				
3	引きされています」の表示が難しい。値引き額は明細をご	東京都の支援により値引きしていることのコメントがあり、値引き額が明細で明確になっていれば問題ございません。 (例1)東京都の支援により請求額を値引きしています。 値引き額は明細をご覧ください。 (例2)東京都の支援により料金請求額から●●円が値引きされています。				
4	当社では、請求書等において税込み表記しかできない。その場合、例えば3,000円値引きした場合、3,300円となるが問題ないか。	問題ありません。値引き額の上限は、税抜きで3,000円、税 込みで3,300円であることには留意してください。				
《シス	 《システム等改修経費》					
1	提出する見積書や請求書について、本事業に係る経費のみのものが必要か。	可能な限り本事業に係る経費のみのものをご準備ください。他の業務等とまとめた見積書や請求書しか準備ができない場合、内訳書等により、本事業に係る経費が明示されていれば、補助対象経費とすることが可能です。				
2	システム改修を実施するが、他県の使用者もおり東京都の 事業実施分のみを経費として算定するのが困難。どのようの ようにすればよいか。	以下のように算定してください。 システム改修経費(16万円〔上限〕) 東京都の世帯数等 × (東京都の補助対象者数+他自治体等の補助対象者数)				
3	システム改修等経費について、周知用チラシを印刷する外注費は対象経費に入るか。	周知用チラシの印刷費用は、システム改修等経費の補助対象にはなりません。システム改修等経費は、あくまで「システムの代わり」となるものを想定しています。なお、周知用チラシの印刷は、「減額対応手数料」でご対応いただくことを想定しています。				
4	システムの仕様上、検針票に値引き額の明示が出来ないため、別紙を作成して郵送することを検討している。その費用(別紙作成、印刷、郵送費)はシステム改修等経費に含まれるか。	システム改修等経費の補助対象として問題ありません。 ただし、外注する場合に限りますので、ご注意ください。				

《申請方法等》						
1	都内に販売事業所が複数ある場合は、本社から申請するの か、事業所単位で申請するのか。	法人(本社)単位での	申請となります。			
	事業参加申込書や交付申請書に値引き実施時期を記載する欄があるが、例えば、基本的には10月使用分で3,000円の値引きを行うが、請求額が3,000円未満のため、11月使用分以降で値引きを行う場合、どのように記載すればよいか。また、提出後に変更があった場合、手続き等は必要か。	の実施時期に「〇」を記載してください。また、提出後に				
3	交付申請と実績報告で対象世帯数に差がでても良いか。	問題ありません。ただし、大幅な増加(1割以上の増加)が生じる場合には、事前に総合相談窓口にご連絡ください。なお、交付申請においては、未確定の転入者等は見込まずに書類を提出してください。  ※令和5年度上半期事業においては、交付決定額を超える場合は変更届の提出を必要としていましたが、それ以降はは取扱いを変更し、転入に伴い一定程度の対象世帯数が増加する場合でも、変更届の提出は不要としています。				
4	システム改修等経費が補助上限額の16万円を超えるが、申請書等にはどのように記入するのか。 (例) システム改修等経費が18万円(税抜) の場合	以下のとおり記入をおり記入をおり記入をおり記入をおり記入をおり記入をおりまた。	:16万円(上限額))  に支払う金額(例			
5	申請書等について、原則メールで提出とのことだが、メール提出が難しい場合はどうすればよいのか。 また、メールで提出した場合、受領したという連絡はあるのか。	メール提出が難しい場合は、まず東京都LPガス料金支援				
6	実績報告書に補助事業の期間を記載する欄があるが、事業 完了日はいつを記載すればよいのか。	値引き事業が完了した 値引きを行った月の最 例えば、3月使用分〔 検針の最終日が4月25 (金)となります。 ただし、値引きを行う なる場合や、値引き完 れる場合は、それらが	後の検針日となる。 4 月検針〕で値引き 日(金)であった場 日付が検針日以降 で後にシステム改付	と考えています。 を行い、その月の 場合は、4月25日 (請求時など)と 修等の支払が行わ		
7	本補助金の申請書等は、押印の省略はできないのか。	本補助金における申請です。押印を省略する・東京都から電話等で・ほとんどの書類はメであっても、以下書類要です。 ① 口座振替依頼書 ② 概算払精算書(	場合、以下の点になる人確認の連絡を一ルでご提出頂ける場合、最近を提出する場合、最近	ご留意ください。 します。 ますが、押印レス		
8	口座振替依頼書については、金融機関への届出印になるのか。	様式上、押印頂く必要	 	)		

9	個人事業主の場合、申請者は氏名と屋号のどちらになるの	個人の氏名と屋号を次のとおり記載してください。	
	か。	(例) 東京 太郎 (東京環境商店)	

10	実績報告後、東京都が無作為に選んだ都内一般消費者等 (最大10件程度)について、値引きの事実が確認できる検 針票の写しや書類等の提出を求められているが、そういっ た書類がなければ、システム画面のスクリーンショット等 でもよいか。	値引きの事実が確認できるものであれば、スクリーン ショット等でも問題ございません。	
11	値引き実施世帯等一覧表を作成する際に必要な項目として、一般消費者等の管理番号とあるが、当社ではそのような番号で管理していないがどうすればよいか。	任意の番号を設定の上で記入してください。なお、この番号は、後日値引きの事実を確認する際の確認用に使用しますのでご留意願います。	
12	実績報告を複数に分けて行いたいが可能か。その場合の手 続きはどうなるか。	実績報告は複数に分けて行うことができます。時期を分けて補助金の交付を受けたい場合や、の令和6年度末まで入居した世帯等に対する割引を追加で行う場合等にご報告してください。なお、この場合であっても、事務経費については、複数報告を合算し、1つの実績報告とみなして交付額を決定する点にご留意ください。(例1)2回目以降の報告では申請書類作成等手数料(定額3万円)は交付されません。(例2)1回目の報告が149世帯以下で、減額対応手数料の3万円(定額)を交付されている場合、2回目以降の報告では1回目の報告世帯数と合算し、150世帯以上になった場合は3万円(定額)を除した分を追加交付します(合算しても引き続き149世帯以下の場合は交付されません)。 2回目以降の実績報告をする場合も様式は共通です。第2号様式(申請書兼実績報告書)でご報告ください。その際、別紙一覧表の「令和6年度事業の実績報告回数」で「2回目以上」を選択して作成したものをご提出ください。	11/22追 加 12/10更 新
《その	)他》		
1	登録ガス小売事業者(ガス事業法第3条の登録を受けた 者)が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法 の手続きは何か必要か。	今回の値引きについて、ガス事業法第14条及び第15条に基づく、供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれては、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります。詳細については、関東経済産業局ガス事業課(048-600-0414)までお問い合わせください。	

#### <お問い合わせ先>

上記の内容で解決しない場合等は、以下の総合相談窓口までお問い合わせください。

・東京都LPガス料金支援総合相談窓口(一般社団法人東京都LPガス協会) 〒160-0022 東京都新宿区新宿一丁目36-4 丁子屋ビル4階

### **☎**03-3355-3040

受付時間:月曜日~金曜日(祝日及び年末年始を除く。)

9時~12時、13時~17時